

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(防衛省04-19)

施策名	装備・技術協力			担当部局名	防衛装備庁			
施策の概要	防衛装備の海外移転を含む装備・技術協力の取組を強化し、相手国軍隊の能力向上や相手国との中長期にわたる関係の維持・強化を図る。			政策体系上の位置付け	安全保障協力の強化 (安全保障協力の強化)			
達成すべき目標	①防衛装備・技術協力を推進し、維持整備も含めた他の防衛協力の手段とも効果的に組み合わせることで、相手国軍隊の能力向上に協力するとともに、相手国との中長期にわたる関係を維持・強化する。			目標設定の考え方・根拠	【目標設定の考え方】 大綱に従い、自由で開かれたインド太平洋というビジョンを踏まえ、地域の特性や相手国の実情を考慮しつつ、多角的・多層的な安全保障協力を戦略的に推進する。 【根拠】 大綱、中期防	政策評価実施予定時期 令和4年8月		
測定指標		目標		実績	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
①	相手国軍隊の能力向上や相手国との中長期にわたる関係の維持・強化	諸外国との共同研究・開発の推進		令和5年度 別紙	・中期防において次のとおり示されていることから、これらの取り組み状況を測定指標として設定。 Ⅲ 自衛隊の能力等に関する主要事業 5 安全保障協力の強化 (2) 装備・技術協力 防衛装備の海外移転を含む装備・技術協力の取組を強化し、相手国軍隊の能力向上や相手国との中長期にわたる関係の維持・強化を図る。特に、必要に応じて、訓練・演習や能力構築支援等の他の取組とも組み合わせることで、これを効果的に進める。			
		装備品の適切な海外移転の推進及びそのための態勢の整備						
		他の防衛協力の手段との効果的な組み合わせ						
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初 予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	令和3年 行政事業 レビュー 事業番号	
	令和元年度	2年度	3年度	4年度				
(1)	防衛装備移転等に関する調査(H29)	151 (188)	252 (252)	242 (227)	206	1	平成26年4月に閣議決定された防衛装備移転三原則の下、諸外国との安全保障・防衛協力の強化、共同研究・開発による装備品の能力向上、我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化などを目的として防衛装備・技術協力を推進している。協力が見込まれる諸外国の調達制度、防衛生産・技術基盤、その他海外移転に必要な調査の実施を通じて、より効果的な防衛装備・技術協力を実現することを本事業の目的とする。	0242
(2)	防衛装備・技術協力に係る調整等(H28)	35 (3)	18 (4)	0 (0)	0	1	防衛省においては、防衛装備移転三原則の策定後、国際的な防衛装備・技術協力を推進しているところであり、既に共同開発等で協力関係にある米国に加え、諸外国と政府間の協力枠組が構築されている。今後、防衛装備・技術協力の進展が見込まれる国において、現地で政府機関や関係企業との間で調整を行い、より効果的な防衛装備・技術協力を実現することを本事業の目的とする。	0243
(3)	防衛装備・技術協力における通訳支援(H29)	15 (2)	15 (2)	15 (2)	13	1	防衛装備・技術協力に関する協議を円滑に実施することを通じて、より効果的な防衛装備・技術協力を実現することを本事業の目的とする。	0244
(4)	防衛装備協力(ASEAN諸国への民間技師派遣)(H28)	28 (5)	21 (5)	17 (1)	21	1	装備協力をを行うにあたっては、装備品の相手国への移転のみならず、装備品の操作や維持修理に関する専門的な知識や経験を相手国の関係機関に提供することで、包括的かつ継続的に実施することが必要である。ASEAN諸国からは、人道支援・災害救援や海洋安全保障分野における装備協力について日本側に期待が示されており、これらの分野における包括的な協力を実現することで、地域における自然災害への対応能力の向上やシーレーンの安全確保を通じて、地域の安定化への貢献につながる。	0245
(5)	防衛装備品等の海外移転推進のための諸施策(H30)	11 (3)	10 (35)	20 (12)	20	1	諸外国との防衛装備・技術協力における広報、説明、交渉等においてその支援となるツールの準備等を実施することにより、各国に我が国との防衛装備・技術協力の推進を促すことを目的とする。	0246
(6)	ASEAN諸国等に対する防衛装備・技術協力(H31)	15 (2)	34 (15)	0 (0)	152	1	平成26年4月に閣議決定された防衛装備移転三原則の下、諸外国との安全保障・防衛協力の強化、共同研究・開発による装備品の能力向上、我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化などを目的として防衛装備・技術協力を推進している。ASEAN諸国等は、基本的価値と戦略的利益を共有する我が国のパートナーであるほか、我が国の推進する「自由で開かれたインド太平洋」というビジョンにおいて中心に位置する地域であり、当該地域における防衛装備・技術協力に取り組むことは重要である。本事業は、個別装備品等に関して、ASEAN諸国等との協力を推進することを目的とする。	0268
(7)	防衛装備行政を円滑に実施するための体制整備に係る経費(H31)	16 (0)	19 (7)	0 (3)	0	1	最適な装備品の取得のため、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画を踏まえた各種施策を着実に実施するとともに、諸外国との防衛装備・技術協力の推進・強化を図っているところ、これらを推進するための体制整備を行う。	0269

(8)	NATOカタログ制度の参加レベル引上げに関する経費(H31)	0 (0)	235 (235)	32 (18)	32	1	<p>防衛省では、装備品等の品目識別に係る国際的な基準に適合した形で装備品等の補給・管理を効率的に行うとともに、我が国固有の装備品等の情報を諸外国に発信・共有することで、防衛装備・技術協力を推進できるよう、各国におけるTier2引上げの支援実績を有する部外専門機関からの技術的な支援及びシステムの機能追加改修により、NATOカタログ制度(※1)の参加レベル引上げ(Tier1(※2)からTier2(※3))に係る承認及びTier2国として運用可能な体制を整備し、Tier2に引上げ後は、他国が調達した日本製品の類別業務など新たに発生する業務の一部を部外委託にて実施する。</p> <p>※1(NATOカタログ制度): 装備品等の補給・管理を効率的に行うため、NATO諸国等との間で装備品等の情報を共有する制度。 ※2(Tier1): NATOカタログに登録された他国の装備品等の情報を閲覧できるが、自国の装備品等の情報を提供できない。 ※3(Tier2): NATOカタログに登録された他国の装備品等の情報を閲覧でき、かつ、自国の装備品等の情報を登録・発信できる。</p>	0270
(9)	各種資料の翻訳(H17)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0	1	<p>平成30年4月に閣議決定された防衛装備移転三原則の下、諸外国との安全保障・防衛協力の強化、共同研究・開発による装備品の能力向上、我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化などを目的として防衛装備・技術協力を推進している。</p> <p>協力を実施している及び協力が見込まれる諸外国の研究開発の実態の迅速な評価分析及び重要資料に関する評価分析能力を高めるべく諸外国との共同研究に関する施策の検討に資する資料を得ることを通じて、より効果的な防衛装備・技術協力を実現することを本事業の目的とする。</p>	0314
(10)	諸外国との防衛装備・技術協力を必要とする経費(H30)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	<p>防衛装備の適切な海外移転及び国際的な共同研究開発等の検討に際し、諸外国と我が国関係者間で取り交わすための記念品を購入し、諸外国との防衛装備・技術協力の推進を図る。</p>	0315
(11)	フィリピンへのTC-90の移転(H28)	171 (149)	135 (24)	0 (0)	0	1	<p>フィリピンへ海自練習機TC-90を移転し、フィリピン海軍にTC-90を持続的に運用させることで、同国の人道支援・災害救援、輸送及び海洋状況把握の能力を向上させ、アジア太平洋地域の安全保障環境の向上を目指す。</p>	0316
(12)	防衛技術協力を必要とする調整等(R4)	— —	— —	— —	10	1	<p>防衛省の所掌事務が拡大し、平成27年度に設置された防衛装備庁においても装備品等についての防衛装備・技術協力の推進を任務の1つとしている。このような事務を適切且つ確実に行えるよう、諸外国への出張が必要となる。</p> <p>特に協力の進展が現実化し事務レベルでの調整機会が増大している国々の間では、現地におけるニーズに迅速に即応しつつ、機動的に調整・交渉・ロジを行う必要がある。防衛装備・技術協力を専念できる人員を関係国において執務させることで、機動的且つ柔軟に個別具体的な防衛装備・技術協力案件の調整・推進を行う。</p>	04-0015
施策の予算額・執行額		444 (353)	741 (580)	327 (264)	454	<p>施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p> <p>中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日国家安全保障会議決定) III-5-(2) 装備・技術協力</p>		

※達成手段の令和3年度行政事業レビューシートは、最終公表段階のものである。

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(別紙)

(防衛省04-19)

施策名	装備・技術協力
-----	---------

測定指標	目標	施策の進捗状況
------	----	---------

①相手国軍隊の能力向上や相手国との中長期にわたる関係の維持・強化

諸外国との共同研究・開発の推進

元 年 度	<p>《欧米諸国》 ＜アメリカ＞ ●令和元年5月、次世代水陸両用技術に係る共同研究を開始した。 ●令和元年7月、米国防省と第29回日米装備・技術定期協議(S&TF)を開催し、日米防衛装備・技術協力について意見交換を行った。 ●令和2年3月、高速多胴船の最適化に係る共同研究を成功裏に完了した。 ＜イギリス＞ ●令和2年1月、第7回日英防衛装備・技術協力運営委員会を実施した。 ●令和2年2月、ジェットエンジンの認証プロセスに係る共同研究が成功裏に完了した。</p> <p>《オセアニア》 ＜オーストラリア＞ ●令和元年6月、豪国防省と第2回日豪防衛装備・技術協力共同運営委員会を開催し、日豪間で防衛装備・技術協力について意見交換を行った。 ●令和元年11月、船舶の流体力学分野に係る共同研究が成功裏に完了した。 ●令和元年11月、科学技術者交流計画に関する取決めに署名した。</p> <p>《インド》 ＜インド＞ ●令和2年2月、第5回日印防衛装備・技術協力事務レベル協議(JWG-DETC)を実施した。</p>
2 年 度	<p>《欧米諸国》 ＜アメリカ＞ ●令和2年9月、日米間のネットワーク間インターフェースに係る共同研究を開始した。 ●令和2年10月、モジュール型ハイブリッド電気駆動車両システムに係る共同研究を開始した。 ＜イギリス＞ ●令和2年7月、人員脆弱性評価に係る共同研究が成功裏に完了した。</p> <p>《オセアニア》 ＜オーストラリア＞ ●令和3年3月、日豪科学技術者交流計画(PSEP)に基づき、防衛装備庁職員1名(防衛技官)を豪州国防省国防科学技術グループ(DSTG)へ派遣した。</p>
3 年 度	<p>《欧米諸国》 ＜アメリカ＞ ●令和4年2月、化学剤呈色反応識別装置に係る共同研究が成功裏に完了した。 ＜イギリス＞ ●令和3年7月、化学・生物防護技術に係る共同研究を開始した。 ●令和3年9月、英国防省と第8回日英防衛装備・技術協力運営委員会を開催し、日英間で防衛装備・技術協力について意見交換を行った。 ●令和4年2月、次世代RFセンサシステムの技術実証に係る共同研究を開始した。</p> <p>《オセアニア》 ＜オーストラリア＞ ・令和3年5月、船舶の流体性能及び流体音響性能に係る共同研究を開始した。 ・令和3年5月、複数無人車両の自律化技術に係る共同研究を開始した。</p> <p>《インド》 ・令和4年2月、第6回日印防衛装備・技術協力事務レベル協議(JWG-DETC)を実施した。</p>

装備品の適切な海外移転の推進及びそのための態勢の整備

元
年
度

《欧米諸国》

＜フランス＞

●令和元年6月、パリで開催された「パリ国際航空宇宙ショー2019」に出展し、防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。

＜ドイツ＞

●令和元年9月、我が国（東京）で開催された「日独防衛セキュリティ産業フォーラム2019」において防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。

＜イタリア＞

●平成31年4月、日伊防衛装備品・技術移転協定が発効した。

《オセアニア》

＜オーストラリア＞

●令和元年11月、我が国（東京）で開催された「日豪技術産業シンポジウム」において防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。

《東南アジア諸国及びインド》

＜ベトナム＞

●令和元年5月、防衛産業間協力の促進の方向性に係る日ベトナム防衛当局間の覚書の署名が行われた。

●令和元年7月、日越首脳ワーキングランチにおいて、防衛装備品・技術移転協定の正式交渉を開始することで一致した。

＜フィリピン＞

●平成30年までにフィリピンへ引渡したTC-90(5機分)の定期整備に関する基盤の構築が完了した。

●平成30年6月の日比防衛相会談において、自衛隊で不用となった多用途ヘリコプターUH-1Hの部品などを無償譲渡することを確認し、同年11月、移転に係る防衛当局間の取決めに署名のうえ、平成31年3月、一部の部品などのフィリピンへの引渡しを開始し、令和元年9月に完了した。

●令和元年10月、フィリピンで開催された「日比・官民防衛産業フォーラム」において防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。

＜シンガポール＞

●令和2年2月、チャンギで開催された「シンガポール・エアショー2020」において防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。

《中東》

＜UAE＞

●令和元年11月、ドバイで開催された「ドバイエアショー2019」に出展するとともにC-2輸送機を展示し、防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。

＜イスラエル＞

●令和元年9月、日本とイスラエル防衛当局間で提供される、防衛装備・技術に関する秘密情報を適切に保護するため、「防衛装備・技術に関する秘密情報保護の覚書」の署名が行われた。

＜ヨルダン＞

●令和元年11月、日本とヨルダンとの間の装備品に関する協力に係る式典を開催した。

《その他》

●令和元年6月、我が国（千葉）で開催された国際防衛装備品展示会「MAST Asia2019」に出展・参加し、防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。

●令和元年11月、我が国（千葉）で開催された国際防衛装備品展示会「DSEI Japan2019」に出展・参加し、防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。

●令和2年3月、我が国の防衛産業基盤に関する諸外国の理解促進の参考となる海外向け資料（パンフレット）を作成し、情報発信の強化を図った。

2 年 度	<p>《欧米諸国》 <ドイツ> ●令和2年10月、「日独防衛セキュリティ産業フォーラム」において防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。</p> <p>《東南アジア諸国及びインド》 <インドネシア> ●令和2年9月、インドネシアを対象とした「防衛装備品等の海外移転に係る事業実現可能性調査役務」を開始した。 ●令和3年3月、日尼防衛装備品・技術移転協定が発効した。</p> <p><ベトナム> ●令和2年9月、ベトナムを対象とした「防衛装備品等の海外移転に係る事業実現可能性調査役務」を開始した。 ●令和2年10月、日越首脳会談において、防衛装備品・技術移転協定が実質合意に至った。 ●令和3年3月、防衛装備移転に関するベトナムウェビナーを開催し、情報発信及び情報収集を実施した。</p> <p><マレーシア> ●令和2年9月、マレーシアを対象とした「防衛装備品等の海外移転に係る事業実現可能性調査役務」を開始した。</p> <p><フィリピン> ●平成30年までにフィリピンへ引渡したTC-90(5機分)の情報基盤(整備ログ等)、整備基盤(定期修理態勢等)の構築が完了した。 ●令和2年8月、我が国から海外への完成装備品の移転としては初の案件として、警戒管制レーダーの移転が成立した。</p> <p><インド> ●令和2年9月、インドを対象とした「防衛装備品等の海外移転に係る事業実現可能性調査役務」を開始した。 ●令和2年12月、防衛装備移転に関するインドウェビナーを開催し、情報発信及び情報収集を実施した。</p>
3 年 度	<p>《欧米諸国》 <ドイツ> ●令和3年11月、「日独防衛セキュリティ産業フォーラム」において防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。</p> <p>《東南アジア諸国》 <ベトナム> ●令和2年度に引き続き、防衛装備庁、商社、製造企業が連携し、相手国の潜在的なニーズを確認しつつ提案に向けた活動を行う「事業実現可能性調査」を継続した。 ●令和3年9月、日越防衛装備品・技術移転協定が発効した。</p> <p><マレーシア> ●令和2年度に引き続き、「事業実現可能性調査」を継続した。 ●令和3年6月、「防衛装備移転に関するウェビナー」を開催し、民間ビジネスでの先行事例を学ぶなどし、官民間でマレーシアへの装備移転に関する知識の共有を図った。</p> <p><インドネシア> ●令和2年度に引き続き、「事業実現可能性調査」を継続した。</p> <p><シンガポール> ●令和4年2月、チャンギで開催された「シンガポール・エアショー」において防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。</p> <p><インド> ●令和2年度に引き続き、「事業実現可能性調査」を継続した。</p> <p>《中東》 <UAE> ●令和3年11月、「ドバイエアショー2021」にC-2輸送機を展示し、我が国装備品の特長とそれを支える防衛産業の技術力について、情報発信した。</p> <p>《その他》 ●令和4年3月、かねてより防衛産業から要望の大きかった、防衛装備移転に関する官民間での情報共有の場として、Web上にポータルサイトを整備した。 ●令和4年3月、COVID-19の影響により国際装備展示会が相次いで中止・延期されてきた状況を踏まえ、サステナブルな対外発信の手段として、Web上に防衛装備品のバーチャル展示会を整備した。</p>
他の防衛協力の手段との効果的な組み合わせ	
元 年 度	<p>●防衛装備の適切な海外移転及び国際的な共同研究開発等の検討に際し、諸外国と我が国関係者間での会議や協議の場で記念品を取り交わし、情報収集及び意見交換を図った。 ●NATOカタログ制度の参加レベル引上げに必要な体制を整備するため、部外専門機関からの技術支援及びシステムの追加改修を実施した。</p>

	<p>2 年 度</p> <p>●防衛装備の適切な海外移転及び国際的な共同研究開発等の検討に際し、諸外国と我が国関係者間での会議や協議の場で記念品を取り交わし、情報収集及び意見交換を図った。 ●NATOカタログ制度における日本国の参加レベルをTier1国からTier2国(※1)に引き上げるため、NATO支援調達庁が行うコンプライアンス試験(※2)の速やかな合格を果たすとともに、日本国のシステム改修や同制度に係る業務の実施体制を整備し、日本国のTier2国化に係る同制度加盟国による承認を得て、令和2年10月からTier2国として業務を開始した。また、部外力を活用し、NATOカタログ制度加盟国から複雑多岐に渡る類別依頼等の業務を確実に処理するなど、Tier2国としての業務を円滑に推進している。</p> <p>※1 Tier1国: NATOカタログに登録された他国の装備品等の情報を閲覧できるが、自国の装備品等の情報を提供できない。 Tier2国: NATOカタログに登録された他国の装備品等の情報を閲覧でき、かつ自国の装備品等の情報を登録・発信できる。 ※2 コンプライアンス試験: Tier2申請国の類別体制の信頼性に係る試験(指示された処理の適時性、適正性、データの品質等)</p>		
	<p>3 年 度</p> <p>●防衛装備の適切な海外移転及び国際的な共同研究開発等の検討に際し、諸外国と我が国関係者間での会議や協議の場で記念品を取り交わし、情報収集及び意見交換を図った。</p>		
<p>担当部局名</p>	<p>防衛装備庁</p>	<p>政策評価 実施時期</p>	<p>令和4年8月</p>